

苅田港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成26年7月

苅田港港湾管理者

福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 9年 5月 第13回福岡県地方港湾審議会
- ・平成 9年 7月 港湾審議会第163回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成15年11月 第17回福岡県地方港湾審議会
- ・平成16年 1月 第18回福岡県地方港湾審議会
- ・平成19年 7月 第22回福岡県地方港湾審議会
- ・平成22年 2月 第25回福岡県地方港湾審議会
- ・平成24年 5月 第27回福岡県地方港湾審議会

の議を経た苅田港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目

次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
土地造成及び土地利用計画	2
1 土地利用計画	2
その他重要事項	3
1 大規模地震対策施設計画	3

変更理由

南港地区において埠頭用地の不足に対応するとともに、完成車等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭計画及び土地利用計画を変更する。

荏田港において大規模地震時における救援・復旧基地等に供するため、大規模地震等対策施設を計画する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

埠頭用地の不足に対応するため、公共埠頭計画を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]	
南港地区	
水深10m、岸壁2バース、延長340m [既設]	
埠頭用地 13ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (うち8ha既設) [既設の変更計画]	
[既設
	水深10m、岸壁2バース、延長340m
	埠頭用地 8ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
]	

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、土地の有効活用を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

単位: ha

用途 地区名	埠頭用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	計
南港地区	(44) 44	(382) 382	(13) 13	(4) 22	(442) 461

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

その他重要事項

1 大規模地震対策施設計画

既設の施設及び今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合の救援・復旧基地等に供するため、大規模地震対策施設を計画する。

[大規模地震対策施設計画]

南港地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 230 m

緑地 3.9 ha [既定計画の変更計画]

道路

臨港道路 臨港道路南港 2 号線 [既設]

起点 南港フェリー埠頭 終点 臨港道路南港 1 号線 4～8 車線

[既定計画

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 230 m